

議案第72号

佐野市個人番号の利用に関する条例の改正について

佐野市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和6年9月6日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

佐野市個人番号の利用に関する条例（平成27年佐野市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

別表第2の21の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行の日から施行する。

理 由

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により医療費の助成に関する事務の情報連携を図るため、別表第2に医療保険給付関係情報を追加し、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第72号参考資料

佐野市個人番号の利用に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行			改 正 案		
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>別表第2 (第3条関係)</p>			<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>別表第2 (第3条関係)</p>		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
21 市長	佐野市医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1)～(3) (略)	21 市長	佐野市医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2)～(4) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)